

指定併設型短期入所生活介護事業
ショートステイグランヴィル前橋 運営規程

第1章 総 則

(運営規程設置の趣旨)

第1条 この規程は、ちよだ株式会社が開設するショートステイグランヴィル前橋（以下、「当施設」という。）が実施する指定介護予防併設型短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する重要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 指定介護予防併設型短期入所生活介護事業（以下単に「当短期入所事業」という。）は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、要支援状態になった場合においても、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じて、自らの生活様式および生活習慣に沿って、自立した日常生活を営むことができるよう、小規模な生活環境の下での、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図ることを事業の目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当短期入所事業は、利用者の要支援状態の軽減または悪化の防止に資するよう、また、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防短期入所生活介護計画に基づいて、日常生活上の世話および機能訓練を行い、利用者がその居宅において一日でも長く生活が継続できるよう必要な援助を行い、利用者の心身機能の維持回復を目指す。
- 2 当短期入所事業は、サービス担当者会議等において、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービスの提供を受けることができるよう努める。
 - 3 当短期入所事業は、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者がそれぞれの役割を持って生活を営めるよう、サービスの提供に努める。また、利用者のプライバシーの確保に配慮した生活環境を設定する。
 - 4 当短期入所事業は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切な提供に努める。特に認知症の状態にある要支援者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整備する。
 - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して居宅サービス計画に基づき、各担当職員間の協議の上、作成された介護予防短期入所生活介護計画の内容等、生活上必要な事項について、理解しやすいように説明または指導を行うとともに当該計画内容を交付し、利用者およびその家族の同意を得て実施するよう努める。
 - 6 当短期入所事業は、その提供する介護予防短期入所生活介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。また、介護の進歩に対応し、適切な技術をもってサービスの提供に努める。

(説明及び同意)

第4条 当短期入所事業の従業者は、介護予防短期入所生活サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし利用者またはその家族に対して介護予防短期入所生活介護計画の内容等、生活上必要な事項について、理解しやすいように説明または指導を行うとともに利用者及びその家族の同意を得てサービスを提供するよう努める。

(身体拘束の禁止)

- 第5条 当短期入所事業は、利用者に対する介護予防短期入所生活サービス等の提供にあたって、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- 2 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 3 身体拘束等適正化委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を独立して設置し、年に12回の開催をするとともに、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修（年2回以上）を定期的に開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

（施設の名称及び所在地等）

第6条 当施設の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| (1) 施設名 | ショートステイグランヴィル前橋 |
| (2) 開設年月日 | 平成20年10月1日 |
| (3) 所在地 | 〒371-0022 群馬県前橋市千代田町三丁目3-20 |
| (4) 電話番号等 | TEL 027-234-7025 (代) FAX 027-234-7026 |
| (5) 代表者名 | 代表取締役 樋口 明 |
| (6) 管理者名 | 常務取締役 伊東 矢恵子 |
| (7) 介護保険指定番号 | ① 指定介護予防併設型短期入所生活介護事業 1070103153 |

第2章 定員及び従業者

（利用定員及び居室数）

第7条 当短期入所事業の利用定員は、次のとおりとする。なお、当短期入所事業及び併設型短期入所生活介護事業実利用者数は13名とする。

- (1) 介護予防併設型短期入所生活介護事業の利用定員は、全室個室で13名とする。
 - (2) 1室の利用定員は、原則として1人とする。ただし、利用者への当短期入所事業の提供上、必要と認められる場合は2人とすることができる。
- 2 当短期入所事業は定員の満員時においても、災害、虐待等やむを得ない事情がある場合には、市町村等と連携して、設備等その可能な範囲において、定員を超えて利用者を入所させることができる。

（従業者の職種、員数）

第8条 当短期入所事業の従業者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については、法令の定めるところによる。尚、必要に応じて職員を採用することができるものとする。

- | | |
|-------------|----------|
| (1) 管理者 | 1名（兼務） |
| (2) 医師 | 1名 |
| (3) 生活相談員 | 1名以上（兼務） |
| (4) 介護職員 | 7名以上（兼務） |
| (5) 看護職員 | 3名以上（兼務） |
| (6) 機能訓練指導員 | 1名以上（兼務） |
| (7) 栄養士 | 1名以上（兼務） |
| (8) 調理員 | 外部委託 |
| (9) 事務員 | 1名以上（兼務） |

（従業者の職務内容）

第9条 前条に定める当短期入所事業従業者の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医師は、利用者の病状及び心身の状況の必要に応じて医学的対応を行う。
- (2) 管理者は、当事業に携わる従業者の管理、指導を一元的に行う。また、介護予防短期入所生活介護計画を計画作成者に担当させる。
- (3) 生活相談員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに利用者の社会生活に必要な相談援助を行うものとする。また、関係市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、介護予防短期入所生活介護計画に基づく介護を提供するほか、日常生活上の世話その他必要な援助を行う。
- (5) 看護職員は、常に利用者の健康の状態に注意するとともに健康保持のための適切な措置を講ずる。また、その他介護予防短期入所生活介護計画に基づく看護、利用者の健康促進に係る相談等必要な援助を行う。

- (6) 機能訓練指導員は、介護予防短期入所生活介護計画または利用者個々に作成されたプログラムに基づき、機能訓練の実施及び指導を行う。
- (7) 栄養士は、献立作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (8) 事務員は、庶務、経理その他必要な事務を行う。

第3章 サービスの内容及び費用の額

(サービス内容)

- 第10条 当短期入所事業のサービスは、利用者が相互に社会的関係を築き、自立した日常生活を営むことを支援するよう、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の心身の状況に照らして行う適切な日常生活上の援助とする。なお、具体的なサービスの内容等を次のとおりとする。
- 2 利用者の日常的な家事を利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うことができるよう適切に支援する。
 - 3 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入浴または清拭を行うものとする。
 - 4 排泄は、自ら行うことが困難な利用者に対し、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 5 栄養管理体制とし、栄養士により利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供をするものとする。尚、医師の指示に基づき療養食の提供をするものとする。
 - 6 前項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活の世話を適切に行う。
 - 7 機能訓練指導体制とし、居宅サービス計画および介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の自立支援に向けた機能訓練を行う。
 - 8 送迎は、利用者の希望により原則、居宅から施設、施設から居宅まで行うものとする。
 - 9 利用者の健康維持のための適切な措置、その他居宅サービス計画および介護予防短期入所生活介護計画に基づく看護、利用者の健康促進に係る相談助言等、必要な援助を行う。

(利用料及びその他費用の額)

- 第11条 利用者負担の額を次のとおりとする。
- (1) 利用者が当施設から介護予防短期入所生活介護サービス等の提供を受けた場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の額とする。ただし、別に定められた支給限度額を超えた介護予防短期入所生活介護サービス等の提供を受けた場合の利用料については、介護報酬告示上の額の全額とする。
 - (2) その他費用の額として、滞在費、食事の費用（食材料費、調理コスト、利用者が選定する特別な食事の費用等）、クラブ活動費、その他の費用等（利用者等からの依頼により購入する日常生活品、緊急的な通院の付き添い介助を含む）を、利用者及び家族の同意を得て、別添利用料金表により支払いを受ける。
 - (3) 当施設は、低所得者対策として、利用者個々の負担段階に準拠して、特定入所者介護サービス費を適用する。
 - (4) 当施設は、費用の額を変更した場合は、当該変更した額について新たに利用者及び家族の同意を得なければならない。

第4章 運営に関する事項

(利用の手続き)

- 第12条 当短期入所事業を利用するにあたって、必要となる書類は次のとおりとする。また、提出等利用の手続きにおいては、利用申込者またはその家族に対し、別に定める重要事項を記した文書を交付し、説明を行い、介護予防短期入所サービスの提供に関する契約を締結しなければならない。なお、当該書式については、介護保険法令、その他諸法令の定めるところにより、必要に応じて改めることとする。
- (1) 介護予防短期入所生活介護サービス利用申込書
 - (2) 介護予防短期入所生活介護サービス利用契約書
 - (3) 健康診断書、もしくはこれに準ずる書類として、利用者の健康状態が確認できるもの
 - (4) その他管理者が必要と認めた書類

(協力医療機関等)

第13条 利用者の健康管理および病状の急変等に備えるため、当施設の協力医療機関および協力歯科医療機関を次のとおり定める。

(1) 協力医療機関

- ① 医療法人 前橋北病院 (群馬県前橋市下細井町 692)
- ② 医療法人積心会 富沢病院 (群馬県前橋市朝日町 4-17-1)
- ③ 小野内科クリニック (群馬県前橋市川原町 824-7)
- ④ 医療法人 伊藤内科医院 (群馬県前橋市下小出町 2丁目 49-16)
- ⑤ はしづめ診療所文京町 (群馬県前橋市文京町 2丁目 10-26)

(2) 協力歯科医療機関

- ① 医療法人晃仁会 フクロ歯科医院 (群馬県前橋市千代田町 3-6-6)
- ② 芳賀歯科 (群馬県前橋市高花台 1-9-2)

2 当短期入所事業は、利用者が協力病院等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めるものとする。

(通常の送迎及び通常の実施地域)

第14条 通常の送迎及び通常の実施地域を下記のとおりとする。

前橋市、高崎市(旧倉淵村、旧新町、旧榛名町、旧箕郷町を除く)、渋川市(旧赤城村、旧子持村、旧小野上村、旧伊香保町を除く)

(施設利用にあたっての留意事項)

第15条 当施設利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 利用者への面会は、午前9時から午後8時までとする。面会時には所定の面会受付票に記入するものとする。
- (2) 利用者の外出は、その時の心身の状態を勘案して基本的に自由とし、必要に応じ、家族等付き添いの下、実施する。また、その都度外出先・用件・帰居予定等の届出を行う。さらに家族等の申し出により、当施設に家族等が宿泊する場合には、これに対応する。
- (3) 利用者の喫煙は、所定の場所にて行う。
- (4) 当施設への銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有害物等の持込を禁止する。
- (5) 利用者は、当施設の設備・備品等を利用する場合は、無断でその形状・位置を変更したり、故意に傷をつけないこと。
- (6) 利用者の金銭・貴重品の管理は、利用者の能力を勘案して、可能な範囲において、自ら管理できるものとする。また、施設内への大金・貴重品等の持込、大型の金庫等の搬入および設置に関しては、禁止する。
- (7) 居室または共用設備もしくは敷地内において動物を飼育することは禁止する。
- (8) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- (9) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第16条 当短期入所事業は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行う。(別に定める「グランヴィル前橋消防計画」による。)

- 2 その他緊急の事態に備えて、避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な研修及び訓練等を実施するものとする。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 4 平常時の対応(必要品の備蓄など)、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定するものとする。

(緊急時の対応)

- 第17条 当施設は、利用者の病状が重篤なものとなり、当短期入所事業における適切な対応が困難な状態、または専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介する。
- 2 前項に定めるものの他、当短期入所事業のサービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合は、当施設は、利用者およびその家族が指定するものに緊急に連絡し、心肺蘇生等適切な救命法を実施するとともに、関係機関への通報等必要な措置を講じるものとする。
 - 3 当短期入居事業は、協力病院等の協力を得て、年1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて変更を行なうものとする。
 - 4 その他緊急時の対応については、予め利用者およびその家族と当施設との協議において、定めておくものとする。

(要望及び苦情処理)

- 第18条 当施設は、提供した介護予防短期入所サービス等に関し利用者又は家族から要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明するものとする。
- 2 要望及び苦情の受付担当者は、生活相談員とし、苦情の処理のシステムは、当施設の苦情・事故対策委員会で定めるものとする。
 - 3 利用者又は家族の要望及び苦情を受け取るため、「サービス管理担当者」を配置する。また、配置にあたっては、当該担当者の不在のときがないよう、複数の職員を配置するものとする。
 - 4 事業所外の要望および苦情の受付窓口を「群馬県国民健康保険団体連合会」及び「市町村介護高齢福祉関係担当窓口」に定める。又、入居者は医療機関を自由に選択出来、その相談機関として「前橋市医師会」等があります。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第19条 当短期入所事業は、事故発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針(グランヴィル前橋事故発生の防止及び発生時対応の指針)を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 安全対策・事故防止委員会を設置し、年12回の開催を行うとともに、職員に対する研修(年2回以上)を定期的に行うものとする。
 - (4) 管理者を安全対策責任者とする。
- 2 当短期入所事業は、利用者に対する介護予防短期入所サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(サービスの質の評価・向上)

- 第20条 当短期入所事業は、自らその提供する介護予防短期入所サービス等の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。なお、評価にあたっては、グランヴィル前橋各種委員会を組織として行うこととする。委員会の内容は次の通りとする。
- (1) 技術向上委員会を設置し、看護職員を中心とし、事故対策や感染・褥瘡予防について研修並びに教育を行う。また、対策等についての指針を整備していく。
 - (2) サービス向上委員会を設置し、介護職員を中心とし、利用者の余暇活動について検証し、充実させるための計画を策定する。
 - (3) 栄養サポート委員会を設置し、栄養士を中心とし、利用者の栄養状態についてデータを基に検証し、栄養不良の利用者に対し改善計画を立てていく。

- (4) 生産性向上委員会を設置し、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する。

2 当施設は、第2項に定める評価委員会の評価を要約し、公表するよう努めなければならない。

(褥瘡の発生防止)

第21条 当短期入所事業は、介護予防短期入所サービス等の提供にあたり、褥瘡が発生しないよう、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 褥瘡発生のリスクが高い利用者に対し、褥瘡予防の為の計画を作成すること。
- (2) 看護職員を褥瘡予防担当者とする。
- (3) グランヴィル前橋技術向上委員会を設置し、褥瘡対策のための指針を整備すること。

(虐待防止の対応)

第22条 当短期入所事業は、虐待又は虐待が疑われる事案の発生を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止委員会を設置し、年12回の開催をするとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行う。また、その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修(年2回以上)を定期的実施するものとする。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めるものとする。

(ハラスメント対策)

第23条 当短期事業は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための規定等の必要な措置を講じるものとする。

(職員の服務規律)

第24条 職員は、関係法令及び諸規定を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し、懇切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能力の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第25条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当短期入所事業は、入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第26条 職員の就業に関する事項は、別に定めるちよだ株式会社の就業規則による。

(職員の健康管理)

第27条 職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜間勤務に従事するものは、年間2

回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第28条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染症（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備、器具等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等、厨房勤務者は、毎月1回検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(感染症対策)

第29条 当短期入所事業は、施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 施設における感染症対策委員会を設置し、年12回の開催をするとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図るものとする。
- 3 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。
- 4 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施するものとする。
- 5 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うものとする。
- 6 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定するものとする。

(守秘義務)

第30条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことのないよう指導教育を適時行なうほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(所轄)

第31条 利用者との契約内容に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、前橋地方裁判所をもって、第一審管轄裁判所とする。また、このことを契約時等において、予め利用者と合意しておくこととする。

(その他運営に関する重要事項)

第32条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて、利用させてはならない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力医療機関、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 前項に定める他、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、運営規程の概要等の重要事項について、ウェブサイトに掲載するものとする。
- 4 当短期入所事業に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない重要事項については、ちよだ株式会社取締役会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成20年10月 1日より施行する。平成31年 4月 1日より一部改定
平成21年 4月 1日より一部改定 令和 元年10月 1日より一部改定
平成21年10月 1日より一部改定 令和 2年 7月 1日より一部改定
平成23年 8月16日より一部改定 令和 3年 4月 1日より一部改定
平成23年 9月 1日より一部改定 令和 3年 8月16日より一部改定
平成23年12月11日より一部改定 令和 4年10月 1日より一部改定
平成24年 4月16日より一部改定 令和 5年 4月 1日より一部改定
平成26年 7月 1日より一部改定 令和 6年 4月 1日より一部改定
平成27年 4月 1日より一部改定 令和 6年10月 1日より一部改定
平成28年 4月 1日より一部改定 令和 8年 6月 1日より一部改定
平成30年 4月 1日より一部改定
平成30年 6月 1日より一部改定

指定介護予防併設型短期入所生活介護事業
ショートステイグランヴィル前橋 運営規程

第1章 総 則

(運営規程設置の趣旨)

第1条 この規程は、ちよだ株式会社が開設するショートステイグランヴィル前橋（以下、「当施設」という。）が実施する指定介護予防併設型短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する重要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 指定介護予防併設型短期入所生活介護事業（以下単に「当短期入所事業」という。）は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、要支援状態になった場合においても、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じて、自らの生活様式および生活習慣に沿って、自立した日常生活を営むことができるよう、小規模な生活環境の下での、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図ることを事業の目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当短期入所事業は、利用者の要支援状態の軽減または悪化の防止に資するよう、また、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防短期入所生活介護計画に基づいて、日常生活上の世話および機能訓練を行い、利用者がその居宅において一日でも長く生活が継続できるよう必要な援助を行い、利用者の心身機能の維持回復を目指す。
- 2 当短期入所事業は、サービス担当者会議等において、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービスの提供を受けることができるよう努める。
 - 3 当短期入所事業は、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者がそれぞれの役割を持って生活を営めるよう、サービスの提供に努める。また、利用者のプライバシーの確保に配慮した生活環境を設定する。
 - 4 当短期入所事業は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切な提供に努める。特に認知症の状態にある要支援者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整備する。
 - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して居宅サービス計画に基づき、各担当職員間の協議の上、作成された介護予防短期入所生活介護計画の内容等、生活上必要な事項について、理解しやすいように説明または指導を行うとともに当該計画内容を交付し、利用者およびその家族の同意を得て実施するよう努める。
 - 6 当短期入所事業は、その提供する介護予防短期入所生活介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。また、介護の進歩に対応し、適切な技術をもってサービスの提供に努める。

(説明及び同意)

第4条 当短期入所事業の従業者は、介護予防短期入所生活サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし利用者またはその家族に対して介護予防短期入所生活介護計画の内容等、生活上必要な事項について、理解しやすいように説明または指導を行うとともに利用者及びその家族の同意を得てサービスを提供するよう努める。

(身体拘束の禁止)

- 第5条 当短期入所事業は、利用者に対する介護予防短期入所生活サービス等の提供にあたって、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- 2 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 3 身体拘束等適正化委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を独立して設置し、年に12回の開催をするとともに、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修（年2回以上）を定期的に開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

（施設の名称及び所在地等）

第6条 当施設の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| (1) 施設名 | ショートステイグランヴィル前橋 |
| (2) 開設年月日 | 平成20年10月1日 |
| (3) 所在地 | 〒371-0022 群馬県前橋市千代田町三丁目3-20 |
| (4) 電話番号等 | TEL 027-234-7025 (代) FAX 027-234-7026 |
| (5) 代表者名 | 代表取締役 樋口 明 |
| (6) 管理者名 | 常務取締役 伊東 矢恵子 |
| (7) 介護保険指定番号 | ① 指定介護予防併設型短期入所生活介護事業 1070103153 |

第2章 定員及び従業者

（利用定員及び居室数）

第7条 当短期入所事業の利用定員は、次のとおりとする。なお、当短期入所事業及び併設型短期入所生活介護事業実利用者数は13名とする。

- (1) 介護予防併設型短期入所生活介護事業の利用定員は、全室個室で13名とする。
 - (2) 1室の利用定員は、原則として1人とする。ただし、利用者への当短期入所事業の提供上、必要と認められる場合は2人とすることができる。
- 2 当短期入所事業は定員の満員時においても、災害、虐待等やむを得ない事情がある場合には、市町村等と連携して、設備等その可能な範囲において、定員を超えて利用者を入所させることができる。

（従業者の職種、員数）

第8条 当短期入所事業の従業者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については、法令の定めるところによる。尚、必要に応じて職員を採用することができるものとする。

- | | |
|-------------|----------|
| (1) 管理者 | 1名（兼務） |
| (2) 医師 | 1名 |
| (3) 生活相談員 | 1名以上（兼務） |
| (4) 介護職員 | 7名以上（兼務） |
| (5) 看護職員 | 3名以上（兼務） |
| (6) 機能訓練指導員 | 1名以上（兼務） |
| (7) 栄養士 | 1名以上（兼務） |
| (8) 調理員 | 外部委託 |
| (9) 事務員 | 1名以上（兼務） |

（従業者の職務内容）

第9条 前条に定める当短期入所事業従業者の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医師は、利用者の病状及び心身の状況の必要に応じて医学的対応を行う。
- (2) 管理者は、当事業に携わる従業者の管理、指導を一元的に行う。また、介護予防短期入所生活介護計画を計画作成者に担当させる。
- (3) 生活相談員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに利用者の社会生活に必要な相談援助を行うものとする。また、関係市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、介護予防短期入所生活介護計画に基づく介護を提供するほか、日常生活上の世話その他必要な援助を行う。
- (5) 看護職員は、常に利用者の健康の状態に注意するとともに健康保持のための適切な措置を講ずる。また、その他介護予防短期入所生活介護計画に基づく看護、利用者の健康促進に係る相談等必要な援助を行う。

- (6) 機能訓練指導員は、介護予防短期入所生活介護計画または利用者個々に作成されたプログラムに基づき、機能訓練の実施及び指導を行う。
- (7) 栄養士は、献立作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (8) 事務員は、庶務、経理その他必要な事務を行う。

第3章 サービスの内容及び費用の額

(サービス内容)

- 第10条 当短期入所事業のサービスは、利用者が相互に社会的関係を築き、自立した日常生活を営むことを支援するよう、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の心身の状況に照らして行う適切な日常生活上の援助とする。なお、具体的なサービスの内容等を次のとおりとする。
- 2 利用者の日常的な家事を利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うことができるよう適切に支援する。
 - 3 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入浴または清拭を行うものとする。
 - 4 排泄は、自ら行うことが困難な利用者に対し、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 5 栄養管理体制とし、栄養士により利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供をするものとする。尚、医師の指示に基づき療養食の提供をするものとする。
 - 6 前項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活の世話を適切に行う。
 - 7 機能訓練指導体制とし、居宅サービス計画および介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の自立支援に向けた機能訓練を行う。
 - 8 送迎は、利用者の希望により原則、居宅から施設、施設から居宅まで行うものとする。
 - 9 利用者の健康維持のための適切な措置、その他居宅サービス計画および介護予防短期入所生活介護計画に基づく看護、利用者の健康促進に係る相談助言等、必要な援助を行う。

(利用料及びその他費用の額)

- 第11条 利用者負担の額を次のとおりとする。
- (1) 利用者が当施設から介護予防短期入所生活介護サービス等の提供を受けた場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の額とする。ただし、別に定められた支給限度額を超えた介護予防短期入所生活介護サービス等の提供を受けた場合の利用料については、介護報酬告示上の額の全額とする。
 - (2) その他費用の額として、滞在費、食事の費用（食材料費、調理コスト、利用者が選定する特別な食事の費用等）、クラブ活動費、その他の費用等（利用者等からの依頼により購入する日常生活品、緊急的な通院の付き添い介助を含む）を、利用者及び家族の同意を得て、別添利用料金表により支払いを受ける。
 - (3) 当施設は、低所得者対策として、利用者個々の負担段階に準拠して、特定入所者介護サービス費を適用する。
 - (4) 当施設は、費用の額を変更した場合は、当該変更した額について新たに利用者及び家族の同意を得なければならない。

第4章 運営に関する事項

(利用の手続き)

- 第12条 当短期入所事業を利用するにあたって、必要となる書類は次のとおりとする。また、提出等利用の手続きにおいては、利用申込者またはその家族に対し、別に定める重要事項を記した文書を交付し、説明を行い、介護予防短期入所サービスの提供に関する契約を締結しなければならない。なお、当該書式については、介護保険法令、その他諸法令の定めるところにより、必要に応じて改めることとする。
- (1) 介護予防短期入所生活介護サービス利用申込書
 - (2) 介護予防短期入所生活介護サービス利用契約書
 - (3) 健康診断書、もしくはこれに準ずる書類として、利用者の健康状態が確認できるもの
 - (4) その他管理者が必要と認めた書類

(協力医療機関等)

第13条 利用者の健康管理および病状の急変等に備えるため、当施設の協力医療機関および協力歯科医療機関を次のとおり定める。

(1) 協力医療機関

- ① 医療法人 前橋北病院 (群馬県前橋市下細井町 692)
- ② 医療法人 積心会 富沢病院 (群馬県前橋市朝日町 4-17-1)
- ③ 小野内科クリニック (群馬県前橋市川原町 824-7)
- ④ 医療法人 伊藤内科医院 (群馬県前橋市下小出町 2丁目 49-16)
- ⑤ はしづめ診療所 文京町 (群馬県前橋市文京町 2丁目 10-26)

(2) 協力歯科医療機関

- ① 医療法人 晃仁会 フクロ歯科医院 (群馬県前橋市千代田町 3-6-6)
- ② 芳賀歯科 (群馬県前橋市高花台 1-9-2)

2 当短期入所事業は、利用者が協力病院等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めるものとする。

(通常の送迎及び通常の実施地域)

第14条 通常の送迎及び通常の実施地域を下記のとおりとする。

前橋市、高崎市(旧倉淵村、旧新町、旧榛名町、旧箕郷町を除く)、渋川市(旧赤城村、旧子持村、旧小野上村、旧伊香保町を除く)

(施設利用にあたっての留意事項)

第15条 当施設利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 利用者への面会は、午前9時から午後8時までとする。面会時には所定の面会受付票に記入するものとする。
- (2) 利用者の外出は、その時の心身の状態を勘案して基本的に自由とし、必要に応じ、家族等付き添いの下、実施する。また、その都度外出先・用件・帰居予定等の届出を行う。さらに家族等の申し出により、当施設に家族等が宿泊する場合には、これに対応する。
- (3) 利用者の喫煙は、所定の場所にて行う。
- (4) 当施設への銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有害物等の持込を禁止する。
- (5) 利用者は、当施設の設備・備品等を利用する場合は、無断でその形状・位置を変更したり、故意に傷をつけないこと。
- (6) 利用者の金銭・貴重品の管理は、利用者の能力を勘案して、可能な範囲において、自ら管理できるものとする。また、施設内への大金・貴重品等の持込、大型の金庫等の搬入および設置に関しては、禁止する。
- (7) 居室または共用設備もしくは敷地内において動物を飼育することは禁止する。
- (8) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- (9) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第16条 当短期入所事業は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行う。(別に定める「グランヴィル前橋消防計画」による。)

- 2 その他緊急の事態に備えて、避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な研修及び訓練等を実施するものとする。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 4 平常時の対応(必要品の備蓄など)、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定するものとする。

(緊急時の対応)

- 第 17 条 当短期入所事業は、利用者の病状が重篤なものとなり、当短期入所事業における適切な対応が困難な状態、または専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介する。
- 2 前項に定めるものの他、当短期入所事業のサービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合は、当施設は、利用者およびその家族が指定するものに緊急に連絡し、心肺蘇生等適切な救命法を実施するとともに、関係機関への通報等必要な措置を講じるものとする。
 - 3 当短期入所事業は、協力病院等の協力を得て、年 1 回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて変更を行なうものとする。
 - 4 その他緊急時の対応については、予め利用者およびその家族と当施設との協議において、定めておくものとする。

(要望及び苦情処理)

- 第 18 条 当短期入所事業は、提供した介護予防短期入所サービス等に関し利用者又は家族から要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明するものとする。
- 2 要望及び苦情の受付担当者は、生活相談員とし、苦情の処理のシステムは、当施設の苦情・事故対策委員会で定めるものとする。
 - 3 利用者又は家族の要望及び苦情を受け取るため、「サービス管理担当者」を配置する。また、配置にあたっては、当該担当者の不在のときがないよう、複数の職員を配置するものとする。
 - 4 事業所外の要望および苦情の受付窓口を「群馬県国民健康保険団体連合会」及び「市町村介護高齢福祉関係担当窓口」に定める。又、入居者は医療機関を自由に選択出来、その相談機関として「前橋市医師会」等があります。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 19 条 当短期入所事業は、事故発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針(グランヴィル前橋事故発生の防止及び発生時対応の指針)を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 安全対策・事故防止委員会を設置し、年 1 2 回の開催を行うとともに、職員に対する研修(年 2 回以上)を定期的に行うものとする。
 - (4) 管理者を安全対策責任者とする。
- 2 当短期入所事業は、利用者に対する介護予防短期入所サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(サービスの質の評価・向上)

- 第 20 条 当短期入所事業は、自らその提供する介護予防短期入所サービス等の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。なお、評価にあたっては、グランヴィル前橋各種委員会を組織として行うこととする。委員会の内容は次の通りとする。
- (1) 技術向上委員会を設置し、看護職員を中心とし、事故対策や感染・褥瘡予防について研修並びに教育を行う。また、対策等についての指針を整備していく。
 - (2) サービス向上委員会を設置し、介護職員を中心とし、利用者の余暇活動について検証し、充実させるための計画を策定する。
 - (3) 栄養サポート委員会を設置し、栄養士を中心とし、利用者の栄養状態についてデータを基に検証し、栄養不良の利用者に対し改善計画を立てていく。

- (4) 生産性向上委員会を設置し、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する。

2 当施設は、第2項に定める評価委員会の評価を要約し、公表するよう努めなければならない。

(褥瘡の発生防止)

第21条 当短期入所事業は、介護予防短期入所サービス等の提供にあたり、褥瘡が発生しないよう、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 褥瘡発生のリスクが高い利用者に対し、褥瘡予防の為の計画を作成すること。
- (2) 看護職員を褥瘡予防担当者とする。
- (3) グランヴィル前橋技術向上委員会を設置し、褥瘡対策のための指針を整備すること。

(虐待防止の対応)

第22条 当短期入所事業は、虐待又は虐待が疑われる事案の発生を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止委員会を設置し、年12回の開催をするとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行う。また、その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修(年2回以上)を定期的実施するものとする。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めるものとする。

(ハラスメント対策)

第23条 当短期事業は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための規定等の必要な措置を講じるものとする。

(職員の服務規律)

第24条 職員は、関係法令及び諸規定を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し、懇切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能力の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第25条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当短期入所事業は、入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第26条 職員の就業に関する事項は、別に定めるちよだ株式会社の就業規則による。

(職員の健康管理)

第27条 職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜間勤務に従事するものは、年間2

回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第28条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染症（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備、器具等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等、厨房勤務者は、毎月1回検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(感染症対策)

第29条 当短期入所事業は、施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 施設における感染症対策委員会を設置し、年12回の開催をするとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図るものとする。
- 3 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。
- 4 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施するものとする。
- 5 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うものとする。
- 6 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定するものとする。

(守秘義務)

第30条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことのないよう指導教育を適時行なうほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(所轄)

第31条 利用者との契約内容に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、前橋地方裁判所をもって、第一審管轄裁判所とする。また、このことを契約時等において、予め利用者と合意しておくこととする。

(その他運営に関する重要事項)

第32条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて、利用させてはならない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力医療機関、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 前項に定める他、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、運営規程の概要等の重要事項について、ウェブサイトに掲載するものとする。
- 4 当短期入所事業に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない重要事項については、ちよだ株式会社取締役会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成20年10月 1日より施行する。平成31年 4月 1日より一部改定
平成21年 4月 1日より一部改定 令和 元年10月 1日より一部改定
平成21年10月 1日より一部改定 令和 2年 7月 1日より一部改定
平成23年 8月16日より一部改定 令和 3年 4月 1日より一部改定
平成23年 9月 1日より一部改定 令和 3年 8月16日より一部改定
平成23年12月11日より一部改定 令和 4年10月 1日より一部改定
平成24年 4月16日より一部改定 令和 5年 4月 1日より一部改定
平成26年 7月 1日より一部改定 令和 6年 4月 1日より一部改定
平成27年 4月 1日より一部改定 令和 6年10月 1日より一部改定
平成28年 4月 1日より一部改定 令和 8年 6月 1日より一部改定
平成30年 4月 1日より一部改定
平成30年 6月 1日より一部改定

□短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービス

介護保険適用額

*1 単位あたり 10.17 円 で計算致します。

利用期間	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 日(単位)	451 単位	561 単位	603 単位	672 単位	745 単位	815 単位	884 単位
介護	予防	※サービス内容および体制によって、以下の単位が上記単位に加算されます					
○	○	機能訓練指導体制加算	12 単位/日	常勤の機能訓練指導員を1名以上配置している場合			
○	○	サービス提供体制強化加算	I:22 単位 II:18 単位 III:6 単位				
○	○	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位/日	認知症により緊急に入所することが適当であると医師が判断した場合(入所日から7日間算定)			
○	○	認知症専門ケア加算(I)	3 単位/日	専門的な認知症ケアを行っている場合。			
○	○	若年性認知症受入加算	120 単位/日	若年性認知症利用者に対してサービスを行なった場合			
○	○	療養食加算	8 単位/回	1日3食を限度とし医師の指示により治療食を提供した場合			
○	○	口腔連携強化加算	50 単位/回	事業所職員が口腔の健康状態の評価を実施し評価結果を歯科医療機関及び介護支援専門員へ情報提供を行った場合			
○	○	送迎加算	184 単位/日	居宅、施設間の送迎を行なった場合			
○	○	個別機能訓練加算	56 単位/日	生活機能向上に資する個別的な機能訓練を行なった場合			
○	○	看護体制加算 I・II	4 単位・8 単位/日	常勤の看護職員を配置し、24 時間連絡体制を整備している場合			
○	○	医療連携強化加算	58 単位/日	特定の状態にある方に関して協力医療機関と連携を図っている場合			
○	○	緊急短期入所受入加算	90 単位/日	計画に位置付けられていない利用を緊急に行なった場合(7~14 日を限度に算定)			
○	○	看取り連携体制加算	64 単位/日	看取り対応を行った場合(死亡日及び死亡日以前 30 日以下 7 日を限度に算定)			
○	○	生活機能向上連携加算	I:200 単位/月 II:100 単位/月	外部の専門職等と連携し、個別機能訓練計画を作成した場合。(個別機能訓練加算がなしの場合)			
○	○	生産性向上推進体制加算	I:100 単位/月 II:10 単位/月	生産性向上に資する改善活動を行い、取り組みによる効果が確認されている場合			
○	○	夜勤職員配置加算	I:13 単位/日 II:15 単位/日	生産性の向上に資する改善活動を継続的に行っている場合			
○	○	長期利用者提供減算	30 単位/日	連続した 30 日を超えて短期入所生活介護の利用を継続している場合			
○	○	介護職員等処遇改善加算	I:I:16.3% I:17.6% II:I:15.9% II:17.2%	合計単位数に乘じる *支給限度基準額対象外			

- * サービスおよび利用期間は、「居宅サービス計画」もしくは「介護予防サービス・支援計画」に位置づけられた内容で算定されます。
- * この負担額を適用する場合には、介護保険要介護状態別の“支給限度額”内であることが必要です。支給限度額を超えた場合には、介護報酬の 10 割の自己負担が必要となります。
- * サービス提供体制強化加算は支給限度基準額対象外です。
- * 入所中の緊急で受診が必要な際には施設で対応いたします。別途通院介助費として 4,950 円/3 時間未満、30 分を増す毎に 957 円をご請求させていただきます。
- * 上記加算には参考になっている内容を含みます。

介護保険適用外の費用

1 日あたりの負担額

滞在費	1,830 円/日	2 番街 1-11 号室	非課税・ホテルコスト(光熱水費)
食費	1,850 円/日	非課税・朝食:520 円 昼食:690 円 夕食:640 円	
クラブ活動費	実費	非課税・レクリエーション・クラブ活動費等	
家電持込代	大:55 円/台 小:22 円/台	10%税込・家電製品を持ち込まれた場合	
理美容代	実費	訪問理美容サービスを利用された場合	
テレビレンタル代	110 円/日	10%税込・テレビを居室にレンタルさせて頂いた場合	

- * 上記利用料金以外に利用者からの依頼により購入する日常生活品等、特別な食事の提供については、実費を徴収させていただきます。(詳しくはご相談ください。)
- * クラブ活動費については、利用者等の希望や選択に基づき当該物品等を利用した場合、負担の同意を得た上で、徴収させていただきます。
- * 所得段階による『滞在費』『食費』の負担軽減制度もございます。詳しくは、別紙をご覧ください。ご担当の介護支援専門員もしくは、相談員まで、お気軽にお問い合わせください。
- * 利用料のご請求は 1 ヶ月ごとです。介護保険適用分の自己負担およびその他利用料の額は以下の方法で算出されます。

$$\left(\begin{array}{l} \text{介護報酬単位数の} \\ \text{合計単位数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{介護職員等処遇改善} \\ \text{加算の単位数} \end{array} \right) \times 10.17 \text{ 円} \times \begin{array}{l} \text{負担割合証の} \\ \text{負担割合} \end{array} + \begin{array}{l} \text{介護保険適応外費用} \\ \text{その他利用料} \end{array} = \begin{array}{l} \text{ご請求} \\ \text{金額} \end{array}$$

ショートステイ利用料金表

令和8年6月1日現在

○所得段階における自己負担額の軽減制度について (※短期入所サービスのみのみ)

*令和8年8月より

介護保険では、所得の低い方の短期入所サービス「滞在費」「食費」の自己負担の額は、その所得等に応じて、低く設定されています。該当される方は、以下のとおりです。

〔該当される方〕

下図の利用者負担第1段階～第3段階の方が該当されます。

利用者負担段階	対象者		預貯金額 (夫婦の場合)
	第1段階	生活保護受給者	
世帯全員 (世帯を分離している配偶者を含む) が市民税非課税である老齢福祉年金受給者			1,000万 (2,000万) 以下
第2段階	世帯全員 (世帯を分離している配偶者を含む) が市民税非課税	本人の年金収入額+その他の合計所得が年額 82.65万円以下	650万円 (夫婦は 1,650万円) 以下
第3段階①		本人の年金収入額+その他の合計所得が年額 82.65万円超 120万円以下	550万円 (夫婦は 1,550万円) 以下
第3段階②		本人の年金収入額+その他の合計所得が年額 120万円超	500万円 (夫婦は 1,500万円) 以下

〔該当される方〕

利用者負担段階	項目	通常料金	減額後料金	基準費用額
第1段階	滞在費	1,830円 (1,410円)	380円	1,231円
	食費	1,850円	300円	1,545円
第2段階	滞在費	1,830円 (1,410円)	480円	1,231円
	食費	1,850円	600円	1,545円
第3段階①	滞在費	1,830円 (1,410円)	880円	1,231円
	食費	1,850円	1,030円	1,545円
第3段階②	滞在費	1,830円 (1,410円)	980円	1,231円
	食費	1,850円	1,360円	1,545円

*上記の負担軽減の利用料を適用した場合には、各利用料段階の自己負担額と基準費用額の差額を、特定入所者介護サービス費として、補足的に給付されます。